

神戸市公告

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次の通り公告します。

令和6年12月20日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

神戸市認知症事故救済制度の運用支援業務

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という）第3条第1項に該当する者でないこと。

(2) 規則第3条第2項に基づく入札参加の資格制限を受け、その期間が満了していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）及び地方税について未納の税額がないこと。

(4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に加入していること。ただし、法令により適用除外とされる者を除く。

(5) 「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第5条に該当しないこと。

(6) 一般競争入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の初日の前日までにその営業に従事していること。

(7) 営業許可等を必要とするものについては、当該許可等を有する者であること。

(8) 一般競争入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から契約先決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(10) 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等又は同法第219条に規定する特定損害保険免許を有する特定法人であること。

(11) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第66条の27に規定する内閣総理大臣の登録を受けている格付業者のいずれかによりA等級以上の格付（長期、発行体又は保険財務格付）を得ている者であること。

(12) 本業務の遂行にかかる連絡、調整、打合せ等に際し迅速に対応できる体制を有していること（原則として、神戸市内に本店、支店、営業所等を有していること（登記上の本社である必要はない））。

3 入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所1号館4階

神戸市福祉局高齢福祉課（電話番号 078-322-5259）

4 入札の参加に関する説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和6年12月20日（金）から令和7年1月9日（木）まで（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

高齢福祉課または神戸市ホームページ

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a38463/kenko/fukushi/koreshafukushi/zikokuyusaiseidozi gyousyabosyuu.html>)

(3) 交付方法

無料交付

5 入札参加申請の日時及び場所

(1) 入札参加申請の日時

令和6年12月20日（金）から令和7年1月9日（木）まで（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申請の場所

高齢福祉課

(3) 入札参加申請に関する事項

入札への参加は、上記5(1)の期間内に申請をした者に限ります。

6 入札期間及び入札方法

(1) 入札期間

令和7年1月29日（水）正午まで

(2) 入札方法

入札書類一式を書留郵便にて郵送もしくは高齢福祉課に持参してください。

7 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

令和7年1月29日（水）14時

(2) 開札の場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所1号館8階 中会議室

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は規則第7条第2項の規定により免除とします。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名がないとき。

- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して見積をしたとき。
- (7) 入札の資格のない者が入札したとき。
- (8) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

- (1) 入札にあたっての交渉は行わないこと。
- (2) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 開札への出席は任意とする。
- (4) 落札者の決定方法
入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (5) 契約締結の手続
契約の締結は、令和7年4月1日付で行います。